

県民共通の財産である森林を 県民が守り育てています

県民のみなさまに負担いただいている「森林づくり県民税」は、
荒廃森林の再生等に使われています。

〈森の力再生事業〉



間伐が遅れた人工林を手入れします

日光が入らず暗くなったスギやヒノキの人工林では、下草や広葉樹の生育を促すように間伐します。

人工林再生整備(一般型)

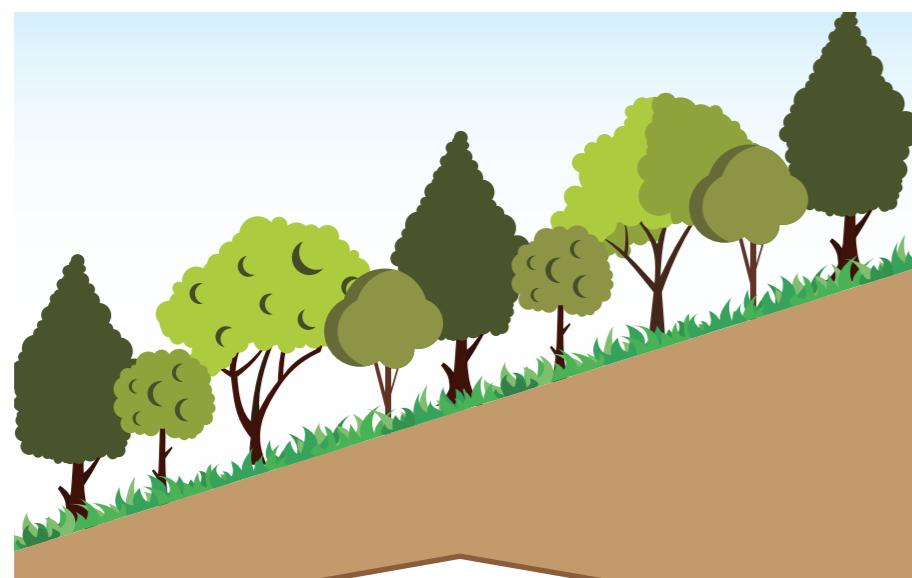
浜松市天竜区 熊地区



手つかずで暗くなった森林



間伐して地面に光を当てたので、草や木々が芽生えました!



初期整備により、林床に光が当たり、下草や広葉樹が発生します。自然の力によりこれらの多様な樹木が育ち、針葉樹と広葉樹が混じる森林となります。



災害にあった人工林を復旧します

台風等により倒れたスギやヒノキの人工林では、大雨による流出で被害が拡大しないように片付けます。

人工林再生整備(森林災害対応型)

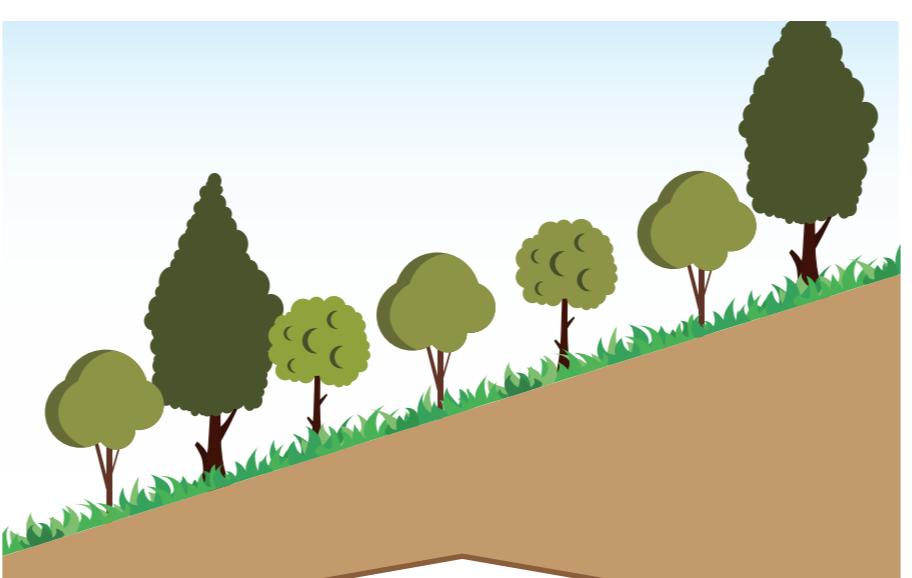
伊豆市 大平地区



台風が原因で被害を受けた森林



被害木を片付けたので、草木が元気を取り戻しました!



倒木を片付けることにより、丸太の流出を防げるとともに、通常のかく乱による遷移より早期に、自然発生した陽樹を中心とした広葉樹が育ち、その後、多様な森林となります。



放置された竹林や広葉樹林を手入れします

都市近郊の放置された竹林は、周囲の住宅や畑、森林に侵入しないように伐採します。また大きくなりすぎた広葉樹林を間伐します。

竹林・広葉樹林等再生整備

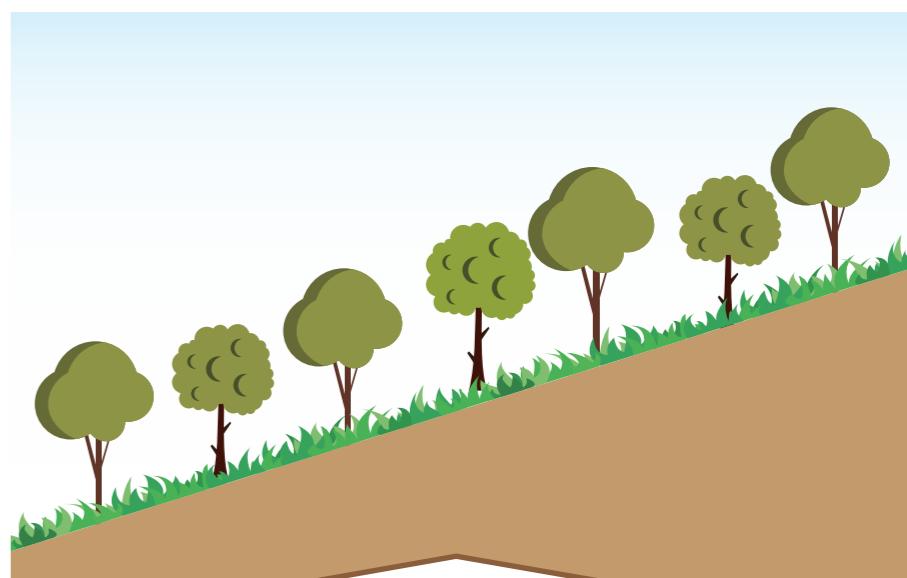
島田市 高熊地区



周囲の森林に侵入し拡大していた荒廃竹林



竹林を皆伐したので、多様な広葉樹の森になります!



4年程度若タケ刈りを続けることにより竹の発生はなくなり、自然発生した陽樹を中心とした広葉樹が育ち、その後、多様な樹木の森林となります。